

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例 の一部改正に係る地検協議について

1 趣旨

刑法の一部改正により、刑罰の懲役と禁錮が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されたことに伴い、神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）の罰則規定に係る字句を改正する必要がある。

また、罰則規定の改正にあたっては、事前に横浜地方検察庁との協議（地検協議）が必要であるため、今後、政策法務課を通じて協議を行うものである。

2 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月	横浜地方検察庁との協議開始
令和7年1～3月	団長会において改正案を提示
令和7年3月	令和7年第1回定例会に上程し、議決
令和7年6月1日	施行日

3 その他

このほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う字句の改正等に係る条例改正を予定しており、関係機関と調整中である。